

気づいて 学んで つながろう

# 消費者ネットワークわかやま

## 四季だより 第16号



2016年3月

発行：消費者ネットワークわかやま事務局

〒640-8323 和歌山市太田三丁目10番10号 わかやま市民生協気付

TEL 073-474-1124 FAX 073-474-8649 HP : cnw.wakayama.jp

消費者庁

## H27年度近畿ブロック 地方消費者グループ・フォーラムin和歌山開催!

消費者庁と近畿ブロックで実行委員会を結成し、地域で消費者問題に携わる消費者団体や行政をはじめとする主体が、相互に情報交換を行うことで、交流・連携を深め、地域での活動展開に繋げてもらうことを目的に毎年各府県持ち回りで開催されています。

今年は、和歌山での開催ということもあり、消費者ネットワークわかやまの由良登信代表世話人が実行委員長として開会挨拶をされました。実行委員会では消費者ネットワークわかやま、和歌山県生協連で事務局を務め実行委員会の運営や当日の準備などを行いました。また、壁新聞交流会に活動報告の展示を行い、他団体との交流を図りました。

日時：2016年2月8日（月）  
11：00～16：20 壁新聞交流会  
13：00～16：20 全体会・グループ討議  
場所：プラザホープ4階大ホール  
テーマ：『学んで、気づいて、つながって



壁新聞交流会の様

～すべての地域で安心してくらしていくために～』

参加人数：197人



全体会 由良実行委員長挨拶

### 参加者の感想

- ・もっと消費者の被害について地域で厚く声掛けしなければと思った。
- ・壁新聞はじっくり読めて各団体の取り組みがよく判りました。



全体会 消費者庁取組報告(板東長官)

主催 地方消費者グループフォーラム近畿ブロック実行委員会・消費者庁

# 消費者ネットワークわかやま・県労福協共催公開学習会 「貧困ビジネス化した奨学金と苦悩する若者たち」を開催!

『今や大学生の2人に一人が「奨学金」を利用し、多額の「借金」を抱えて社会に出ていく。「奨学金」に関する現状を知り、参加者とともに社会は何をすべきかを考えたい』。

消費者ネットワークわかやまは、日頃から取組みを共有する公益社団法人 和歌山県労働者福祉協議会（県労福協）と協働して、2016年1月23日（土）に「新春講演会」を開催しました。

本講演会では、2010年から日本の奨学金の現状と若者（学生）たちの行動について研究を続け「奨学金問題対策全国会議」共同代表である大内 裕和（おおうち ひろかず）先生（中京大学国際教養学部教授）をお招きしました。



また、和歌山県をはじめ和歌山市に加え、和歌山弁護士会、和歌山県司法書士会にも本講演会の主旨を説明し、後援いただき、さらに、地元の和歌山大学にも広報協力を依頼。

在学生にも関心をもっていただくよう要請を行ったことで、幅広い層への参加を呼びかけることができました。地元のメディアも関心を示し、テレビのニュースや地方紙でも当講演会の取組みが報道されました。

午後2時開演。今冬最大の寒波が押し寄せるなか、会場となった和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）4F大ホールには、続々と満員の約300名が詰めかけました。

大内先生は、大学の学費の高騰と家計収入の減少により、今や大学生の2人に1人が、何らかの「奨学金」を利用している現状を示し、さらに、不安定雇用や低賃金労働の拡大により、卒業しても返済に苦しみ、「返したくても返せない」人たちが増加していることを紹介しました。

諸外国では、高等教育の無償化や給付型奨学金が主流となっており、日本の奨学金は「ローン」と同じ特異な存在であるとともに、貸与型奨学金制度は卒業後の安定した雇用が前提となっていて、高額な教育費を個人にのみ負わせるシステムは限界に達していると議論を進めました。

今、こうした矛盾が、若者たちが数百万円という奨学金返済（借金）を背負って社会に出ていくという形で象徴的に現れています。この状況が続けば、貧困の連鎖にとどまらず、中間層までもが結婚・出産・子育てが困難となり、少子化・人口減を更に加速しかねません。

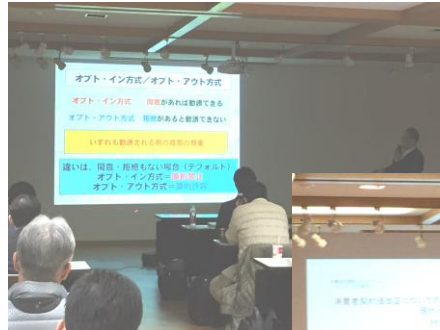
未来を担う若者を社会全体で支え、持続可能な社会にするために、消費者運動として、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減を求めなければならないことを考える講演会となりました。

# ストップ迷惑勧誘!和歌山シンポジウム

不招請勧誘規制を求める関西連絡会が主催し消費者ネットワークわかやま後援。  
今年度、国会で審議が予定されている、特商法(迷惑勧誘規制等)と消費者契約法(契約解除等)の改正についての学習会が1月31日わかやま市民生協E\*KAOホールで開催されました。30名の方が参加されました。

## \*\*\*\*\*学習会の内容\*\*\*\*\*

- ・ストップ迷惑勧誘(特定商取引法改正)について、大阪の葉袋弁護士が、国内、海外の訪問販売禁止のステッカーを紹介。ストップ迷惑勧誘の法制度化を訴えた。
- ・多量販売などの契約(消費者契約法改正)について京都の伊吹弁護士が、特に高齢者の消費者被害をなくす法改正を訴えました。
- ・和歌山県内での被害事例報告を消費者サポートネット和歌山の消費生活相談員の赤井さんより60歳以上訪問販売、電話勧誘が総数の半数以上を占めていることが紹介されました。



迷惑勧誘について説明



契約解除について説明

## ☆☆☆ KC'sの差止活動報告 ☆☆☆

適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)

◇KC'sは、主に関西エリアで活動する適格消費者団体(不当な勧誘や契約条項などに対して被害の拡大を防止するため消費者に代わって、事業者に対して改善をもとめ、受け入れられない場合は差止請求訴訟ができる団体。全国で14団体が活動しています。)

◎貸衣装会社(株)Veauに続いて、富久屋マネージメント(株)に対して、  
違法条項使用の違反行為1回あたり15万円の違約金を課するという間接強制の決定を大阪地裁が行いました。



2015年11月27日付で(株)Veau、富久屋マネージメント(株)の2社に対して、2015年10月30日の裁判で、被告側が請求の全てを認めた認諾に基づき「間接強制申立書」を大阪地裁に申立てていました。(株)Veauに対して、大阪地裁はKC'sの主張を認める決定を2016年2月5日に出しました。富久屋マネージメント(株)については2016年2月29日に決定を出しました。

認諾した下記の契約条項を使用した場合、違反行為1回あたり15万円の違約金を課し、同社らはKC'sに対して支払うというものです。

<KC'sが使用停止を求めた契約条項>

消費者からの解約申入れ時期	解約金の額
契約日からご使用の30日前まで	契約金額の30%

<注>間接強制とは…判決等で命じた内容について、これに従わない場合に金銭の支払を命じることにより、判決等の内容を守ることを経済的に強制することをいいます。

●この間接強制決定が(株)Veauへ届けられた2016年2月8日以降、富久屋マネージメント(株)へ届けられた2016年3月1日以降の契約で同社らが上記契約条項を使っているのを見つけれられた場合、KC's情報受付窓口06-6945-0729まで、情報提供をお願いいたします。

KC'sの訴訟・申入れ等について詳しくは、HP(<http://www.kc-s.or.jp/>)にてご覧ください

気づいて 学んで つながろう

消費者ネットワークわかやま

入場無料

## 第6回総会・記念企画のお知らせ！

と き：2016年4月23日（土）

13：00～15：30

ところ：和歌山県勤労福祉会館

プラザホープ4Fホール

第1部：13：00～ 第6回総会

第2部：14：00～15：30 記念企画

落語・講演：

『心のふれあいが世の中の治療薬』

林家 花丸 氏（落語家）



### \*\*\*プロフィール\*\*\*

1965年3月尼崎市出身 桃山学院大学社会学部卒業

1991年に4代目林家染丸に入門、林家の中でも由緒ある『花丸』の名を3代目としていただきました。

1999年には産経新聞主催のなにわ芸術祭新進落語家競演会最優秀新人賞を受賞、同年大阪知事賞、大阪市長賞を受賞。2010年繁昌亭大賞爆笑賞。2014年繁昌亭大賞、文化庁芸術祭優秀賞、大阪文化祭賞奨励賞受賞。

古典から新作まで果敢にチャレンジし、その豊かな感性で明るく楽しい高座は大好評。いかにも関西人らしい元気の語り口。なんばグランド花月（NGK）に出演

多発する消費者トラブル。悪質商法・振り込め詐欺・ヤミ金融など、多くの方々が被害に遭っています。騙されない、賢い消費者になるためにどうすればいいのか？笑いに包まれながら楽しく学びましょう！

この件についてのお問い合わせは、消費者ネットワークわかやま事務局まで（073-474-1124まで）

きりとりせん

消費者ネットワークわかやまに加入をお願いします。

消費者ネットワークわかやま加入申込書（新規・継続）

団体名または個人名 \_\_\_\_\_ 申込日 2016年 月 日

ご担当者名様（団体の場合ご記入下さい） \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_ メール \_\_\_\_\_

年会費 口 \_\_\_\_\_ 円（個人1口500円・団体1口1000円、1口以上でお願いします。）

金融機関・支店名 郵ちょ銀行 太田郵便局

口座内容 振替口座

口座番号 00960-9-195026

口座名義人 消費者ネットワークわかやま 代表世話人 由良 登信

※ 銀行から上記の口座に振込みする際は下記となります。

店番 〇九九 預金種別 当座 口座番号 01950